

トピックス

道路照明施設設置基準の改定に向けた検討

道路研究部 道路空間高度化研究室 室長 岡 邦彦 研究員 蓑島 治



現行の道路照明施設設置基準では、使用する灯具性能や灯具間隔が規定されており、新技術の採用が困難となっている。また、本基準は1981年（昭和56年）以降改定されておらず、コスト縮減や歩行者への配慮など、多様化するニーズへの対応が必要となっている。

国土交通省では道路局を中心に国総研、地方整備局、高速道路株式会社等と連携し、道路照明施設設置基準の改定に向けた検討を進めている。改定の方針は、性能規定の導入による新技術の採用とこれに伴うコスト縮減、交差点照明、歩道照明の基準の追加などである。国総研ではこれまでに、新技術を採用した道路照明の整備事例について調査を行い、安全性、経済性の観点から優れた

技術が開発されていることを把握している。また、交差点照明について、視認性評価実験や、事故多発交差点における照明の設置状況等の調査から、視認性の向上による事故削減効果などを把握し、交差点照明に求められる性能を検討している。さらには、歩道照明の視認性評価実験を行い、車いす使用者の移動を含め、バリアフリーの観点から歩道照明に求められる性能を検討している。基準の性能規定に関しては、国内外の各種基準を調査し、他の基準との整合を図り、検討を進めている。

今後は、本基準の改定により、優れた新技術が採用され、夜間の安全性の向上、コストの縮減に繋がるよう、さらに検討を進めていく。

（新技術を採用した道路照明の整備事例）



直線ポールを用いた道路照明

従来、一般に用いられてきた曲線ポールと比較し、設備費、電力費を削減でき、景観性も向上する。



低位置道路照明

高欄に照明を取り付けることにより、路外への漏光を防ぐことができる。（路外の植生への配慮等）